

蛇崎村庄屋文書

続「村差出明細帳」について (四)

橋 本 和 雄

(会員・佐伯市蟹田)

はじめに

今回は、前号(佐伯史談一三六号)で紹介した享保五(一七二〇)年の村差出明細帳から、一一二年経過した天保三(一八三二)年の村差出明細帳を中心として、更に紹介をすすめていきたい。その内容の中心は、享保五年の明細帳と天保三年の明細帳とを比べて、どれだけの変化が見られたかということにある。

さて、この件を検討するにあたって「村差出明細帳」の持つ資料的位置付をおきたい。

村明細帳については、『日本歴史大辞典』を初め多くの本にその性格について記されているが、最も理解しやすい文面で記されていた本を見付けることが出来たので、

それをそっくり借用することにした。

「領主の命令によって、村の概況について全般的に報告した書類を、村明細帳と呼ぶ。現在の村勢要覧・市勢要覧と類似した性格をもつものである。

一般に村明細帳と呼ばれているものには、必ずしも同一の題名がつけられているわけではなく、たとえば「村方^{よみず}万書上帳」「村鑑帳」「村柄書上帳」など、さまざまな名称があたりえられている。これらのうち最も一般的に使用されているのが、「村明細帳」と「村鑑」という名称である。ここではとりあえず名称を「明細帳」と統一して呼ぶことにする。

村明細帳は前述のように領主が各村に全般的な村の様子について報告させたものであるが、形式を統一す

資料 1 年別村明細帳書式内容の対比

	享保五年 (1720年)	天保三年 (1832年)
	○印は共通の項目	○印の共通項目は省略した
1	<input type="radio"/> 村高と田畑面積及び石盛	刈止土居の長さ
2	<input type="radio"/> 村の東西の広さ	桑、柿、栗、柿呂、楮、漆、紅花の有無
3	<input type="radio"/> 家数	網関係
4	<input type="radio"/> 人口	年貢田畑同免、全て米納の事
5	<input type="radio"/> 高札	口米の量のこと
6	<input type="radio"/> 城下までの距離	土質の状態
7	<input type="radio"/> 山林関係のようす	切支丹類族の有無
8	<input type="radio"/> 田植用種刃の播種量と植付時期	医師、浪人、社人の有無
9	<input type="radio"/> 検見時期	市場の有無
10	<input type="radio"/> 牛馬数	庄屋給米、庄屋高御役用引高
11	<input type="radio"/> 神社	地目付役用引高
12	船関係の状態とその運上	筆記用具代及び方書賃
13	<input type="radio"/> 百姓の作間の稼の件	町宿給米
14	肝入高引及び方書賃費用	商店の有無
15	<input type="radio"/> 田畑用設備及び防災施設関係	年貢、諸賃銀の百姓への割賦
16	<input type="radio"/> 鉄砲のこと	
17	<input type="radio"/> 村内商店や職人の行無	
18	桑木の有無	
19	小物成の有無	
20	橋の有無	

るために、必要な記載事項をくわしく記した見本（ヒナ形）を示し、それにそった形で各村に作成させるのが普通であった。明細帳に必ずといっていいほど記されるのは、村高・田畑の面積（反別）・貢租関係・家数・人口・牛馬数・用水・山林・入会地・農間渡世などであり、このため同帳作成の目的は、農村がどれだけの貢租を負担する能力を有しているかを把握することにあったと考えられている。

しかし一方で、明細帳はあくまで領主の見本にそった形式で書き上げられるので、調査項目にない事項は記述されないことになる。

また、その作成目的から、農村の生産力は低めに、農民の困窮度は強調して記述される傾向がある。村明細帳は、村全体の概況を知るうえで最も有効な史料であるが、このような限界をもっていることをふまえて、使用することが必要である。

古文書が語る生活史『江戸時代の横浜』四四頁

本文

村明細の性格について触れた中で、その書式は領主側

が見本を示し、それにそった形で作成することが明らかになった。そこで先ずこの書式のことから検討を始めた。

〔資料1〕が享保五年と天保三年の明細帳の書式（内容）を比較したものである。

これを見て気付くことは

㊦ 享保五年と天保三年ともにそれぞれの書式（内容）とその順番は大体似かよっていること。

㊧ 天保三年の明細帳は享保五年の形式に添いながら書く内容がふえていること。

の二点である。享保五年より一二年経過した天保三年の明細帳において、書く内容がふえていることは、とりもなおさず藩庁自体が、そうした事柄の状況把握をしておく必要があったものと考えられる。このふえた内容がどのようなものであったかを含め、享保五年とのちがいについて具体的な検討をすすめていくことにしたい。

① 村高・田畑関係

天保三（一八三二）年の村明細帳に記された村高及び田畑の村位、面積の中の前半部分は享保五（一七二〇）

年の明細帳に記されている内容と全く同じであった。そして新たに記されていたのは「資料2」に見られる文面であった。この「資料2」をまとめて表にしたものが「資料3」である。

資料 料 (一)

享保五子年発

一高壹石八升

此反別 壹反三畝貳歩

此訳

下田 八畝八歩

此分米七年四升四合

下々田 四畝貳拾四歩 石盛壹反二付七斗

此分米三斗三升六合

享保八卯年発

一高六石八斗壹升五合

此反別八反四畝拾三歩 大急こ上サシ新地

此訳

下田 四反五畝九歩 石盛壹反二付九斗

此歩米四石七升七合

下々田 三反九畝四歩 石盛壹反二付七斗

此分米貳石七斗三升八合

享保九辰年発

一高拾三石貳合

此反別壹町七反貳畝拾壹歩 大急こ吉平新地

此訳

田高 拾壹石七斗六升貳合

此反別壹町五反貳畝拾壹歩

此内訳

下田 五反四畝貳拾四歩 石盛壹反二付九斗

此分米四石九斗三升貳合

下々田 九反七畝拾七歩 石盛壹反二付七斗

此分米六石八斗三升

畑高 壹石貳斗四升

此反別貳反

此内訳

中畑 貳畝 石盛壹反二付八斗

此分米壹斗六升

下畑 壹反八畝 石盛壹反二付六斗

資料 3

(享保 5 年村差出明細帳に記載されていない) 新田畑面積とその収穫高

	享保五子年 免田畑耕地と分米	享保八卯年 免田畑耕地と分米	享保九辰年 免田畑耕地と分米	宝曆六子年 免田畑耕地と分米	総計
下田	8 畝 8 歩 7 斗 4 升 4 合	4 反 5 畝 9 歩 4 石 7 升 7 合	5 反 4 畝 24 歩 4 石 9 斗 3 升 2 合		1 町 8 畝 11 歩 9 石 7 斗 5 升 3 合
下々田	4 畝 24 歩 3 斗 3 升 6 合	3 反 9 畝 4 歩 2 石 7 斗 3 升 8 合	9 反 7 畝 17 歩 6 石 8 斗 3 升		1 町 4 反 1 畝 15 歩 9 石 9 斗 4 合
計	1 反 3 畝 2 歩 1 石 8 升	8 反 4 畝 13 歩 6 石 8 斗 1 升 5 合	1 町 5 反 2 畝 11 歩 11 石 7 斗 6 升 12 合		2 町 4 反 9 畝 16 歩 19 石 6 斗 5 升 7 合
中畑			2 畝 1 斗 6 升		2 畝 1 斗 6 升
下畑			1 反 8 畝 1 石 8 升	6 反 9 畝 20 歩 4 石 1 斗 8 升	8 反 7 畝 20 歩 5 石 2 斗 6 升
下々畑				1 反 6 畝 12 歩 6 斗 5 升 3 合	1 反 6 畝 12 歩 6 斗 5 升 3 合
計			2 反 1 石 2 斗 4 升	8 反 6 畝 2 歩 4 石 8 斗 3 升 3 合	1 町 6 畝 2 歩 6 石 7 升 3 合
				田畑総計	3 町 5 反 5 畝 18 歩 25 石 7 斗 3 升

此分米壹石八升

宝曆六子年発

一高四石八斗三升三合

新畑

此反別八反六畝貳歩

荒新地

此訳

下畑 六反九畝貳拾歩 石盛壹反ニ付六斗

此分米四石壹斗八升

下々畑 壹反六畝拾貳歩 石盛壹反ニ付四斗

此分米六斗五升三合

古新共ニ合高

惣合高百五十八石九斗八升壹合貳才

(以下他の事項ニ付略)

(資料3)の表から読みとれることは

⑦ 享保五(一七二〇)年から宝暦六(一七五六)年の

三六年間にかけて新田畑の開発が見られること。(享

保年間に集中している。)

④ 初めは田の開発が主であり、その開発された田は下

田以下であること。

⑦ 宝暦六年は畑の開発だけであること。

⑤ 享保九(一七二四)年発の田畑新開地の面積が他の年に比べて最も広いこと。(一町七反二畝十一歩で新開地の約四八%を占める。)

以上である。

この中で注目されることは、新田畑の開発が享保年間に特に集中していることである。(享保五年村明細帳の新田畑開発年が正徳元年(一七一)、後新地田畑は享保四年(一七一九)であることを天保五年の村明細帳には記されていた。〔佐伯史談』一三六号二二頁参照) 享保年間以降開発された田畑の総面積は四町二反四畝九歩であり、それは田畑総面積一七町四反七畝三歩の二四%強を占める。正徳元(一七一)年開発の五町壹反三歩も加えれば、九町三反五畝二歩となり、これは五三%を超える広さが、新田畑として開発されたことを意味している。(占田畑と新田畑の区別に関しては後で触れることにする。)

ここで資料2の「総合高一五八石九斗八升壹合貳才」という数字について検討しておきたい。明細帳記載の収穫高を集計すると一五八石九斗二升六夕九才となるのである。六升三夕三才不足するため何度も見直したのであ

るが結果は同じであった。

ちなみに佐藤蔵太郎著『佐伯志』四四頁に見られる佐伯領在浦朱印高（天保九年）蛇崎村の項は一五八石九斗二升六夕五才とあり、わたしの集計に僅か四才違うのみである。他方「旧高旧領取調帳」（慶応年間から明治四二年前までの実情を示すものとされる〔注1〕）では一五八石九斗八升四合三才となっていて、資料2の総合高に近い数字を示している。この総合高の数値を書いた部分だけ墨色が薄く、他はほとんど色が変わっていないので、後世に記入したものかも知れないが、確かめるすべがない。

こうした数字上の若干の違いが見られるものの蛇崎村においては天保三年以降新田畑開発はほとんど見られなかったと判断しても良いように思われる。天保三年以降の新田畑開発が行われなかった理由はどこにあったのであろうか。

その答えの一つは蛇崎村における新田畑として開拓出来る土地は開拓しつくしていたから、それ以上開拓するには、当時の土木技術や資金の状態をもってしては、無理であったからというところに求めることが出来るよう。

次に問題としたいことは、蛇崎村の場合新田畑開発が

なぜ享保年間に集中したのだろうか、ということである。この年代以前に開発が進められても良いと考えられるのである。何故なら佐伯藩財政事情の悪化は、享保年間よりずっと以前から見られていたことでもあるし（注2）、また藩当局の蛇崎村に対する開発奨励の文書も、元和七（一六二一）年に出されているからである。（注3）

こうした状況があるにもかかわらず、蛇崎村における新田畑開発が、享保年間に集中して見られた原因をどのようにとらえたらよいのだろうか。佐伯藩御用日記をはじめとして、公式資料が蔵の中に固く入れられたままで、目を通すことの出来ない現在では、その検討もおのずと限界がある。この不備な条件を踏まえながら、現在まで公けにされている資料の中で、わたしが目にするこの出来た範囲で検討をすすめてみたい。

先ず古田畑と新田畑の区別から検討したい。前掲佐藤蔵太郎著『佐伯志』記載の佐伯領在浦朱印高は古田畑毛附高二三三二石四斗九升六合四夕六才・新田畑毛附高二七九四石八斗二升六才としてある。この説明としては「天保九年二月の調書に係る旧佐伯領、在浦朱印高及び

古田・新田の毛附高如左」とあるのみで新田畑が何年以降のものかは記されていない。『佐伯市史』二一五頁には秋山家古文書よりとして「享保十五年に家老小林典善が調査した控書によると、高二万石に対し、元禄十二年以後の検地せり出し高四三四石、元禄十二年以後の新開田畑一六二四石」とある。これから判断すると新田畑とは元禄十二年以後開発されたものを指すと考えられる。(この点は『佐伯志』の古田畑、蛇崎村の項八一石九斗三升八合三夕四才は「蛇崎村明細帳」一頁の高と合致し、新田畑七六石九斗八升二合三夕一才は正徳元年以降の新田畑收穫高七六名九斗八升二合三夕五才とほぼ一致することからも裏付けされる。)佐伯藩の場合、新田畑とは元禄十二(一六九九)年以降開発された土地を指すことが分った。蛇崎村の新田畑開発は享保年間を中心に一七一一年から一七五六年の四十五年間に集中していることは先に見たとおりである。

この理由の一つは前掲『佐伯市史』二一五頁「元禄十二年以後の新開田畑一六二四石(秋山家古文書)」とあり、元禄十二年以後享保十五年までの間に、かなり積極的な増産政策が実施されたことがわかる。」の文面から察せ

られるように、藩による積極的な新耕地開発政策があったことが大きく作用していたと考えられる。

そしてまた元禄四年、小林九左衛門による小田井路の完成に見られるように、佐伯藩領内における土木技術水準の進展があったことも、その一因として上げることが出来るのではないだろうか。

注1、「旧高旧領取調帳」九州編 近藤出版社発行

明治十年前後に各県がこれを完成し内務省へ進達したものである。

注2、『大分県史』近世篇1 県総務課編集一九六頁(佐伯藩) 藩財政の窮乏と俸禄カットの項参照

注3、『佐伯市史』一八四頁〜五頁、元和七年毛利高政のへび崎寅太郎・同甚七郎への文書

(くくく)